

## 平成30年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 平成30年5月18日（金）  
開会 午後2時 閉会 午後2時50分
- 2 場 所 保谷庁舎3階 第2会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰
- 5 欠席委員 委 員 山 田 章 雄
- 6 出席職員 教 育 部 長 兼 特 命 担 当 部 長 渡 部 昭 司  
教 育 部 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 森 谷 修  
教 育 部 副 参 与 兼 学 校 運 営 課 長 等々力 優  
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦  
教 育 部 主 幹（教育指導課）兼統括指導主事 福 田 忠 春  
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登  
指 導 主 事 鈴 木 壮 平  
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 清 水 達 美  
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇  
教 育 部 主 幹（社会教育課）兼社会教育係長 堀 智 子  
公 民 館 長 大 橋 一 浩  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 和 田 克 弘  
教 育 部 副 主 幹 兼 学 務 係 長 大 谷 健
- 8 傍聴人 0人

平成30年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 平成30年5月18日（金） 午後2時から

場 所 保谷庁舎3階 第2会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第20号 学校施設使用料の使用料等審議会への諮問について
- 第 3 議案第21号 国登録有形文化財（建造物）の登録手続について
- 第 4 議案第22号 西東京市公立学校教職員に関する措置について
- 第 5 協議事項 平成30年度教科用図書採択事務について
- 第 6 報告事項
  - (1) 西東京市公立学校教職員に関する処分について
  - (2) 平成29年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況
  - (3) 平成29年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について（報告）
- 第 7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成30年第5回定例会  
(5月18日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成30年西東京市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は後藤委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は後藤委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第4 議案第22号 西東京市公立学校教職員に関する措置について及び日程第6 報告事項(1) 西東京市公立学校教職員に関する処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第7 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようでございますので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第2 議案第20号 学校施設使用料の使用料等審議会への諮問について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 それでは、議案第20号 学校施設使用料の使用料等審議会への諮問について、提案理由を説明申し上げます。

西東京市学校施設使用料の適正化について、西東京市使用料等審議会条例の規定により、西東京市使用料等審議会に諮問する必要があるため、本定例会に提案をさせていただくものでございます。

詳細について、説明いたします。

学校施設の使用につきましては、西東京市立学校施設使用条例及び同条例施行規則の規定に基づき、学校教育上支障がないと認められたときに、学校施設を社会教育等のために使用しているところですが、今年度、保谷中学校の校庭に夜間照明設備が設置されることに伴いまして、同中学校の校庭、テニスコートの使用料及び夜間照明使用料の新設、そして既存の学校施設使用料の定期見直しの2点につきまして、諮問をするところでございます。

初めに、今年度に設置予定の保谷中学校夜間照明設備の設置に伴う校庭及びテニスコートの使用料、そして夜間照明使用料の新設につきまして説明いたします。

恐れ入ります。資料別紙を御覧いただきたいのですが、2枚おめくりいただく形になります。

西東京市立学校施設使用条例第6条の規定に基づき、校庭及びテニスコートの市内在住者は無料ですが、市外在住者及び企業等が従業員のために使用するにつきましても、校庭使用料は市内の他の学校施設と同額の500円、テニスコート使用料につきましても、校庭と

同額の1面当たり500円としたいと考えております。

続きまして、保谷中学校の校庭及びテニスコートの夜間照明料について説明いたします。

校庭とテニスコートにつきましては、それぞれ別々に照明設備を点灯させることができるようになっておりますので、保谷中学校の夜間照明使用料につきましては、校庭については1時間当たり2,500円、テニスコートは1面1時間当たり800円と設定したいと考えております。

最後に、けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校の既存の施設使用料につきましては、現行の使用料が妥当であると考えているところでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、参考資料として、現在の使用料の規定が載っておりますので、御参照いただければと思います。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第20号 学校施設使用料の使用料等審議会への諮問について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第21号 国登録有形文化財（建造物）の登録手続について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷社会教育課長 私のほうからは、議案第21号 国登録有形文化財（建造物）の登録手続につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、1枚資料をおめくりください。

こちらにつきましては、市内に所在する建造物につきまして、文化財保護法第57条に規定する文化財登録原簿への登録のため、同法第189条の規定によりまして意見具申を行うというものでございます。

名称、所在につきましては、資料記載のとおりとなっております。

建物の建築年代につきましては、主屋、土蔵ともに棟札（むなふだ）などは見つかっておらず、正確な建築年は不明となっておりますが、主屋につきましては安政5年、1857年の家相図に載っていることから、それ以前の江戸後期に建築されていたということがわかっております。

また、当時の家相図と現状を照合いたしますと、西側の部分で一部改造が見られますが、大部分がそのまま残されているというものでございます。また、主屋、西北部に隣接している土蔵は、明治26年の家相図からそれ以前に建築されていたということがわかっておりまして、外壁は関東大震災で損傷したというところではございますが、建物の形状は維持されており、内部の状態も良好に保たれているというところでございます。

主屋につきまして、木造の2階建てでございますが、その上に広い屋根裏が設けられてお

りまして、実質3層構造となっております、2階と屋根裏は養蚕のための場所として使用されておりました。間取りは、梁行(はりゆき)で2列、桁行(けたゆき)で3列を配しております、当時の名主クラスで認められている形式がもとになっているというものでございます。また、広い式台、こちらは玄関部分になりますけれども、式台は通常の民家には見られないものでございまして、入母屋(いりもや)屋根の破風、座敷境の欄間、床の間の凝った細工など、随所で名主の家にふさわしい格式が認められるとともに、規模も大きく、大型農家の威容を見せている外観となっております。

高度経済成長期以後、このような古い民家は急速に失われつつある中、周辺には例のない大規模な民家が昔のたたずまいのまま残されているという貴重な事例でございます。

なお、本件に関しましては、旧下田家名主役宅といたしまして西東京市文化財に史跡として指定しているものでございますが、今回は、史跡を構成する要素のうち、建造物につきまして、国登録文化財の対象として意見具申を行うというものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本教育長職務代理者 とても基本的なことかもしれないですけども、現在もこちらはお住まいになっていらっしゃるということなので、そういう場合、やっぱり住んでいらっしゃる方の御同意が必要になってくると思うんですけども、その辺について、住んでいらっしゃる方たちはどういうふうに思っているのかというのを伺います。

○掛谷社会教育課長 こちら意見具申に当たりましては、おっしゃられるとおり、所有者の方の同意が必要になってございまして、私どもが建造物の調査をしているときに、そういった所有者さんの御意向を伺いながら東京都のほうに推薦をさせていただいていた次第でございます。このたび同意のほうも取得できておりますので、今回このような形で議案として提出させていただいているという次第です。

○森本教育長職務代理者 ありがとうございます。例えば、この後、これから先々住まわれる方が代わっていく過程の中で、やっぱり維持が難しくなったりとかという場面になると、またそういう史跡の指定というのは打ち切られていくというようなこともあり得たりするものなんですか。

○掛谷社会教育課長 登録文化財制度につきましては、解体等の現状変更により抹消となるケースもございます。ただ、税の優遇制度もございますので、なるべくこういった建造物を残していきたいという趣旨の制度となっております。

○森本教育長職務代理者 ありがとうございます。

○米森委員 関連で、今お話がありましたけれども、こういう古い文化財的なものがあるのは貴重だと思うんですが、持っている方にとってメリット、相続税もあるかもしれません。例えば、税制上、固定資産税がとか、あとメンテナンスも大変だったりすると思うんですけども、そういったので何かメリットを与えていることはないんですか。

○掛谷社会教育課長 税制措置といたしましては、まず先ほど申し上げました相続税の評価額で控除額があるというところ。また、家屋の固定資産税というものも減額になるというところがございます。一定の条件はございますが、改修などの資金を低利で融資するような制度も

ございますので、そういったところでこの制度を利用させていただいて、残していただきたいという形になっております。

○米森委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第21号 国登録有形文化財（建造物）の登録手続について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第5 協議事項 平成30年度教科用図書採択事務について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 それでは、平成30年度教科用図書採択事務について、説明いたします。

1枚おめぐりください。資料をお出しください。

教科用図書の採択につきましては、法令により原則4年ごとの周期で行われ、学校を設置する区市町村、都道府県が検定合格図書の中から採択を行い、原則として4年間同一の教科書を使用することとされております。

平成30年度においては、「特別の教科 道徳」を除き、平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択が行われる年度ですが、学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から新学習指導要領に基づく教科用図書を使用することになります。したがって、平成30年度に採択された教科用図書の使用期間は4年間ではなく、平成31年度のみ1年間だけとなります。

あわせて、平成29年度の教科用図書検定において、新たな教科用図書の検定申請がなかったため、既に平成26年度に調査研究を行った平成25年度検定合格図書の中から再度採択を行うこととなります。

そうしたことから、平成30年度の教科用図書採択については、平成26年度に教科用図書採択資料作成委員会が採択した報告書を活用して西東京市教育委員会において採択することとし、平成30年度に教科用図書採択資料作成委員会及び教科用図書調査部会等による調査研究を実施しないこととしたいと考えてございます。

なお、平成31年度に中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、教科用図書採択資料作成委員会、教科用図書調査部会及び各学校の図書研究会における調査研究を行い、西東京市教育委員会第7回定例会において「特別の教科 道徳」を除く小学校の教科用図書とあわせて採択をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。御協議をよろしく願います。

○木村教育長 説明が終わりました。これより協議を行います。御意見、または御質問等はありませんか。

○米森委員 合理的に判断していただくので、私はこれで異論はございませんが、採択事務はほかのところでもいろいろやっていると思うんですけれども、どこも同じような流れでやっ

ておられるということでしょうか。

- 福田教育部主幹兼統括指導主事 それぞれの各市の状況については、多摩教育事務所等に問い合わせてみましたが、各地区がどのような方針でいくかわからないところもございました。

ただし、4月23日に文部科学省から、「教科書採択における公正確保の徹底及び平成31年度使用教科書の採択事務処理について」という通知がございまして、その中で4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用するのも可能であると、今回御提案した方針と同様のものが出されております。ですから、ほかの市もこの通知を受けた動きをするところがあるのかなと考えているところでございます。

- 米森委員 今回のこの方針で臨んでも、西東京市だけ特別なことをしているということじゃない、全国的になるだろうというような感じということですね。

- 福田教育部主幹兼統括指導主事 はい、そのように捉えております。

- 木村教育長 ほかに御質問、御意見はありませんか。

それでは、この協議を踏まえまして、今後、事務局で適切に対応してまいりますようお願いいたします。

- 
- 木村教育長 日程第6 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(2) 平成29年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況、説明をお願いいたします。

- 福田教育部主幹兼統括指導主事 私からは、平成29年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況について、報告いたします。

恐れ入りますが、横置きの資料の上段を御覧ください。

平成29年度において、小学校を卒業した児童は1,527人でした。そのうち、市内公立中学校のうち、校区内の中学校に進学した児童が1,224人、校区外の中学校に進学した児童が47人でした。市外の都内公立中学校へ進学した児童は13人、都立中学校または中等教育学校へ進学した児童は42人、都内国立中学校は4人、都内私立中学校が187人、都外の中学校へ進学した児童は9人、その他が1人となっております。その他の1名につきましては、海外転出でございます。

続きまして、平成29年度西東京市公立中学校生徒の進学状況について報告いたします。

資料の下段を御覧ください。

まず、中学校を卒業した生徒は1,346人ですが、そのうち都立高等学校に進学した生徒は821人、都内私立高等学校は420人、国立高等学校は4人、都外の高校へ進学した生徒は77人、専修学校・家事手伝い等は4人、就職は0人、その他が3人となっております。その他の内訳は、就職希望が1名、海外転出が1名、高等学校卒業程度認定試験受験希望が1名となっております。

報告は以上でございます。

- 木村教育長 次に、平成29年度適応指導教室「スキップ教室」入室児童・生徒の状況について、説明をお願いいたします。

- 清水教育部副参与兼教育支援課長 それでは、平成29年度適応指導教室「スキップ教室」入

室児童・生徒の状況について、報告申し上げます。

スキップ教室は、児童・生徒が学校への復帰を目的とするとともに、安心できる居場所となっておりまして、毎年度、指導計画を作りまして、児童・生徒の社会的な自立を支援するため指導を進めているところでございます。

それでは、資料を御覧ください。

(1) 入室児童・生徒の状況でございます。入室者数につきましては、小学4年生が1名、5年生が4名、6年生が3名となっております。中学生は、1年生が6名、2年生が15名、3年生が34名、入室の合計者数は63名でございます。

なお、在籍校への復帰者につきましては、昨年度途中での復帰者はおりませんでした。進級・進学時での復帰者につきましては、中学3年生においては34名となっております、合計で42名ということになっております。

次年度継続者、こちらのほうは平成30年度ということになりますけれども、継続者が21名となっております。

続いて、(2) 入室生徒の中学卒業後の進路でございます。こちらのほうは中学校3年生34名の進路でございます。34名全員が都立または私立の高等学校に進学しているところです。

資料の報告は以上になります。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本教育長職務代理者 まず、中学校生徒の進学状況の中で、東京都の私立の無償化が始まったじゃないですか。そのことによる何か影響みたいなものは実際にはあったのかどうかというところを教えてくださいませんか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 こちらの資料に過去数年間の実際の進学者数、割合等々が載っておりますけれども、この数値だけでは、何らかの影響が出ていることを読み取れないかなと捉えているところでございます。
- 森本教育長職務代理者 話の中でよく、都立高校が今年は定員割れが多かったというような、ある意味入りやすかったというような話も聞きますけれども、その辺というのは実際のところどうだったんでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 実際、都立高校が定員割れをしますと、二次募集とかが続いていきますけれども、例年よりそちらの募集のほうが多かったかなというところは感じているところでございます。
- 米森委員 小学校の進学先で、都立の中学校というのは中高一貫とか、そういうところでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 こちらの都立の中学校なんですけれども、もともと高校があったところに中学校がついた中高一貫の中学校と、それから、中等教育学校もございまして、そちらが都内に2種類、合わせて6校ございまして、そちらのほうに行っている子どもたちになります。
- 米村委員 そうなんですか。わかりました。
- 森本教育長職務代理者 スキップ教室なんですけれども、恐らく中3で人数が増えるというのは、高校への進学を希望して増えているという側面もあるのかなと思うんですけれども、

その辺、実際、不登校児の中で占めるスキップ教室に通っている割合みたいなものというの  
はわかりますでしょうか。

- 清水教育部副参与兼教育支援課長 まだ平成29年度の数値が確定していない段階ではありま  
すけれども、今手元にある数字を見てスキップ教室に通っていらっしゃるお子さんを割合的  
に見ますと、中学校では大体不登校全体の4割弱の子がスキップ教室に通っているという形  
になります。ちなみに、小学生は3割弱という形になっているところです。
- 森本教育長職務代理者 中学生の今までを見ると、やっぱり学年によって違いみたいなもの  
ははっきりしていますか。変な言い方だけれども、これだけ見るとやっぱり中3が大分多  
くなっていますよね。でも、不登校児の人数というのは、中1、中2、中3ではそんなに変  
わらないものなのか、不登校児自体も中1、中2、中3となるにつれて増えていっているの  
かどうか、その辺はどうでしょうか。
- 清水教育部副参与兼教育支援課長 詳細にはまた年末ぐらいの報告になるかと思えますけれ  
ども、中1、中2、中3、段階的に、学年が上がるにつれて不登校の生徒が増えているのは  
実際でございます。
- 森本教育長職務代理者 ありがとうございます。スキップに通った子たちの卒業後の進路と  
いうのはこういうふうに出てきますけれども、実際に不登校でスキップにも行っていない子  
どもたちの進路みたいなものの資料もちゃんと出ているのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 横置きの小・中学校の進学状況の資料の部分に全ての子ど  
もが入っておりますので、この中に含まれております。
- 森本教育長職務代理者 ということは、不登校の子たちも大体みんなどこかに行っている  
という結果になっているという解釈でよろしいでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 この数の中には入っておりますので、その子たちの進路希  
望に向けて決めているということでございます。
- 高橋委員 スキップ教室というのは、やっぱり最終的には通常学級というか、学校への復帰  
を目指している教室だと思うんですけども、そこが難しいというのはよくわかっているん  
ですが、例えば小学校6年生の段階で次の中学に上がる際に、復帰がしやすいタイミングな  
のかとか、そういうタイミングがあると思うんですけども、そこに力を入れて復帰を力強く後押  
しできるような方法とか、方策とか、そういったものは考えてくださっているのでしょうか。
- 清水教育部副参与兼教育支援課長 もちろん今委員がおっしゃったように、小学6年生から  
中1とか、学年の進行するときに復帰するような仕組みにはしておりますが、中1不登校未  
然防止委員会をこの前も4月に行ったところですが、そういうときにスキップの職員も出て  
おりますので、中学校または小学校の先生方も含めてそちらのほうで、お子さんが今復帰を  
しますということで、スキップでの様子とかも含めていろいろ引き継ぎをしながら、学校に  
スムーズに適応できるような形で引き継ぎ等も行っているようなところがございます。
- 高橋委員 ありがとうございます。あと、そういった御家庭の保護者の方に、やはりカウ  
ンセラーとかの定期的な支援というのが必要だと思うんですけども、スキップ教室に通われ  
ている御家庭の保護者の方への心理的支援といえますか、そのあたりはどうなっていますか。
- 清水教育部副参与兼教育支援課長 スキップ教室に通われている児童・生徒の方全員が教育

相談に通っているわけではないんですけれども、教育相談に通っている場合もありますので、それはお子さんが学校に復帰したとしても教育相談は継続するという場合はたくさんありますので、そのような形でフォローはずっと継続しながら、お母様、お父様、あとお子さんの状況を見ながら相談をもっと継続しながら注意深く見守っていく形はとっております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○渡部教育部長兼特命担当部長 補足ですけれども、スキップ教室の指導員の中にも心理職を配置しておりますので、そこでの相談もできるような形になっております。

○高橋委員 じゃあ、スキップ教室に親御さんがいらっしゃったときに、その方とはいつでもしゃべれるような形なんですね。

○渡部教育部長兼特命担当部長 そうですね。そういう形になっています。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

---

○木村教育長 日程第7 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。何か委員の方から教育委員会に対する御質問などございますでしょうか。

○高橋委員 最近の報道であった新潟の小学2年生の痛ましい事故があったんですけれども、あれで通学路の防犯カメラの重要性とか、防犯カメラがついていない、狭くなって自宅に近くなっているところでの目が届かない通学路のフォローをどうするかというようなことが問題になっているんです。市内も最近、防犯カメラを通学路につけていただいて、とても防犯上よくなってきていると思うんですけれども、目が届かない部分、そこに対しての対策というのを何かしら少しずつでも考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その視点での御意見をちょっとお伺いしたいというか、皆さんで考えていきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○木村教育長 では、教育委員会としての考え方とか対策とか、その辺が何かあればということですね。

○高橋委員 できることがあるんじゃないかな。

例えば、私が考えたというか、私の母の意見なんですけれども、お年寄りが見守れるベンチみたいなものを置いて、帰宅時間にそこに座ってもらっていいんじゃないかみたいな。それは一つの案ですけれども、そういうようなことが聞かれたので、確かに地域の方の目があるだけで、その時間にちょっと出てきてそのあたりを。もちろん見てくださっている方もたくさんいらっしゃるんですけれども、それを意識してやってくださるといって、もうちょっと市からアピールしていったりとか、そういうようなことでもいいので、何も少ないより少しずつ考えていって、通学路をくまなく無理なく防犯対策できるようなことがあればいいんじゃないかなと思ったので、ちょっと意見として出してみたいんですけれども。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 交通擁護員を朝と帰宅時に配置しているというのがまず1点あるかと思えます。そして、先ほどおっしゃられた防犯カメラにつきましては、市内小学校の通学路に各校5台、計90台設置しておりますので、一定程度効果があると考えております。ただ、それだけでは全てを賄ってはおりませんので、やはり保護者や地域の方の御協力というのは何より必要かと思っております。特に朝の通学時間帯ですとか、帰りも保護者の

方が付き添っているという事例も見かけておりますので、幅広く御協力をいただきながら、今後も考えていきたいと思っております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○内田教育指導課長 各学校で、地域ぐるみの学校安全体制づくりを進めるために、スクールガード・リーダーの配置事業ということを教育指導課のほうでは行っております。各学校で学校ごとの地域ぐるみの学校安全体制づくりを進めているんですけども、その進め方について、スクールガード・リーダーの方から毎年御助言をいただいて、その会議の中には、PTAですとか、地域の防犯に関連する、協力していただける方が集まって、スクールガード・リーダーの方からその取組についての指導、講評を受けながら、地域の安全力、見守りをする力を評価していただいて、毎年毎年高めるような取組を行っているところです。

また、同じような予算の中で、学校ごとの特色に応じた予算、例えばワッペンをつけるですとか、ベストを着るとか、そういった取組をしておりますので、今、高橋委員のほうからいただいたアイデアなんかも学校の中にお知らせして、広められることはできるのではないかと考えられます。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

○米森委員 高橋委員がおっしゃったのは、目の届かないところとか、かなり地域の見守りが必要だと思いますけれども、いなメールというのがありますよね。あれでよくいろいろなメールが来ているみたいで、児童・生徒の場合でも、何かおじさんにとかいうのもあったような気がしますし、そういったものを活用しながら、例えばそういうのがあると、誰かいるのでそこを重点にするとか、そういうような活動の中で盛り込んだりはされていると思いますけれども、そこら辺は利用されているんでしょうか。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 不審者情報等、どこかの学校の近くとかで起こった場合、その学校に連絡をいただいたりするんですが、そういう場合には一斉配信メールなどでそういった不審者情報とかを発信し、保護者の方、それから学校に協力してくれる方に情報を流して、それぞれのお立場に応じて動いていただいております。

○米森委員 わかりました。

○木村教育長 いろいろ課題があつて、なかなかすぐできない部分もありますけれども、やはりカメラではなくて人間がいるということの安心感というか、そういったことについてはこれからもいろいろな形でやっていかなければいけないというふうに私も思っております。是非情報を共有しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上をもちまして、その他を終わります。

---

○木村教育長 日程第4 議案第22号 西東京市公立学校教職員に関する措置について及び日程第6 報告事項(1) 西東京市公立学校教職員に関する処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 後 2 時 38 分 休 憩

午 後 2 時 50 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成30年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 2 時 50 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員